

防災

街づくり 通信

【発行】世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課



池尻四丁目・三宿二丁目地区 地区街づくり計画を決定しました

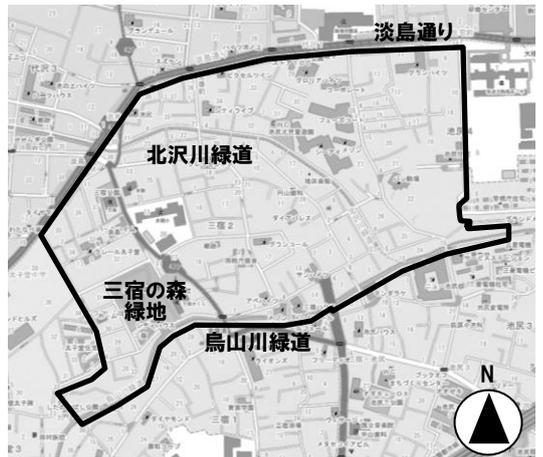
決定日 平成30年4月26日

世田谷区では、平成25年度より、地区の皆様と勉強会や意見交換会を重ねながら、当地区のまちづくりのルールについて検討してまいりました。

このたび、平成30年4月26日（木）に「池尻四丁目・三宿二丁目地区地区街づくり計画」を決定しました。

地区内で建築行為等（増改築等を含む）を行う場合、地区街づくり計画に適合した建築計画が必要です。手続きにつきましては、以下の「建築行為等の際に必要な手続き」をご覧ください。

地区街づくり計画の内容につきましては、パンフレットをご覧ください。



□：地区街づくり計画区域

名称：池尻四丁目・三宿二丁目地区地区街づくり計画

位置：池尻四丁目（8～39番）、三宿二丁目全域

建築行為等の際に必要な手続き

池尻四丁目・三宿二丁目地区地区街づくり計画の区域内で、建築行為等を行う場合には、区に届出が必要です。

- 届出期限：「工事着手の30日前」かつ「建築確認申請の前」まで

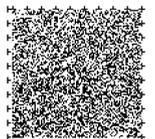
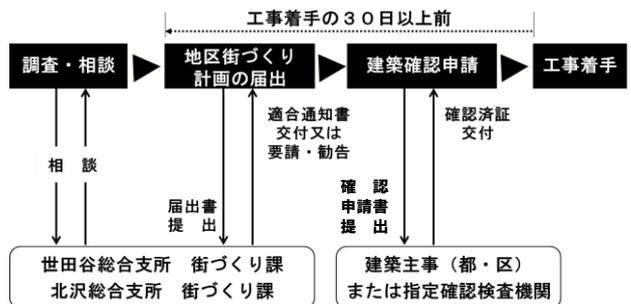
- 届出窓口（対象地により異なります）

池尻四丁目8番～32番 三宿二丁目全域	世田谷総合支所街づくり課
池尻四丁目33番～39番	北沢総合支所街づくり課

- 届出が必要な建築行為等

- ・土地の区画形質の変更
- ・建築物の建築又は工作物の建設
- ・建築物等の用途の変更
- ・木竹の伐採

- 事前相談から工事着手までの流れ



世田谷区街づくり条例第14条に基づく 地区街づくり計画 案説明会の内容

平成30年2月 8日(木) 19:00～
2月10日(土) 10:00～
三宿地区会館にて開催 参加者10名

■主な意見 (○：意見・質問等、⇒：区の回答)

○既存のブロック塀が、計画に合っていない場合は、改修しなければならないのか

⇒既存塀をすぐに改修しなければならないという制限ではありません。

原則、建替えや新築の際の届出による区の誘導等で、地区街づくり計画にあった塀としていただきます。

○当地区は、木造密集市街地であり、地区街づくり計画も災害に強い街づくりのためのものと理解している。木造密集市街地ならではのルールはあるのか。

⇒当地区では、狭あい道路の解消が特徴的な項目となっています。地区街づくり計画にて、建物の建築時以外にも機会を捉えて拡幅整備を進めることや、狭あい道路の後退の際には、L型側溝の位置を狭あい道路の拡幅位置まで後退させ道路と連続的に整備することを定めています。



◆案説明会の様子

世田谷区街づくり条例第14条に基づく地区街づくり計画案の縦覧及び意見書の提出について

地区街づくり計画案を、平成30年2月8日から2月22日まで2週間、公衆の縦覧に供し、意見書の受付を行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

当地区のこれまでの経緯

平成24年度
～
平成25年度

- ・災害に強い街づくりに関するアンケート調査
- ・新たな防火規制の導入
- ・災害に強い街づくりへ向けた勉強会（4回実施）
- ・街の課題に関するアンケート調査

平成26年度
～
平成28年度

- ・街づくりの目標・方針に関するアンケート調査
- ・街の課題・目標・方針（案）についての意見交換会（2回実施）
- ・街づくりのルール（たたき台）についての意見交換会（5回実施）
- ・街づくりのルール（たたき台）についてのアンケート調査

平成29年度

- ・意見交換会（2回実施）
- ・地区街づくり計画素案説明会
- ・世田谷区街づくり条例第14条に基づく地区街づくり計画（案）説明会
- ・世田谷区街づくり条例第14条に基づく地区街づくり計画（案）の公告・縦覧

平成30年度

「地区街づくり計画」決定

■お問い合わせ先

世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-22-33
電話：03-5432-2872（直通） FAX：03-5432-3055（担当：黒岩・高澤・雄勝・神田）
URL：<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/120/345/346/d00120112.html>

池尻四丁目三宿二丁目街づくり

検索

この通信は対象区域にお住まいの方・土地建物所有者の方に世田谷区からお届けしています。